

私道用道路反射鏡（カーブミラー）設置事業費補助金交付 事業の流れ

私道用道路反射鏡（カーブミラー）設置事業費補助金交付事業の流れや、それに伴う提出書類について説明します。

この事業は、自ら費用を負担し、見通しが悪い私道と公道の交差箇所にカーブミラーを設置しようとする申請者に対して補助金を交付するものですので、施工業者の選定や契約は申請者で行っていただきます。

1.事前相談

- ・申請前に補助金交付の条件等について、ご相談をお願いします。

2.工事見積書の提出（金額の確定）

- ・申請書を提出される前に、工事価格が適正であるかを確認するため、工事見積書を提出していただきます。

3.申請書類の提出

- ・申請書類を市に提出していただきます。
- ・申請書類については、「提出書類様式のダウンロード」をご参照ください。
- ・なお、書類作成時の押印は、共有名義で同じ苗字の場合はそれぞれの違う印鑑ですべての書類を一人一つの印鑑で統一して押印してください。（自署の場合は、押印は不要）

4.審査

- ・市で申請書類の内容を確認し、工事内容が適正であるかを審査します。

5.補助金交付決定の通知

- ・審査の結果、補助事業として適正であると認められた場合、代表者に補助額を示した「補助金交付決定通知書」を送付します。

6.契約（申請者と施工業者）～工事着手

- ・補助金交付決定後、すみやかに申請者と施工業者で契約を結び、工事着手していただきます。

7.工事完了～実績報告

- ・工事が完了しましたら、実績報告として「補助事業等実績報告書」、「収支決算書」、「領収書の写し」、「竣工書類等」を提出していただきます。
- ・その後、竣工書類をもとに市で検査を行います。

8.補助金交付

- ・検査完了後に事前に指定されている口座へ補助金を振り込みます。また、事務的な処理期間が必要であるため、交付まで2～3週間かかりますので、ご了承ください。
- ・なお、必要に応じて補助金の交付を工事着手前とすることも可能ですので、ご相談ください。

9.事業完了